

# 令和6年度第9回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和6年12月13日(金)			
招集場所	日南町役場 第2会議室			
開会時間	15時00分	閉会時間	15時45分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	足 立 福 子	7 番	足 立 進 也
	2 番	天 崎 直 幸	8 番	糸 田 川 啓
	3 番	木 山 篤 志	9 番	福 田 英 夫
	4 番	嶋 川 克 寿	10番	梅 林 操
	5 番	大 塚 清 子		
出席推進委員	日野上	倉 光 伸 也	多 里	新 田 和 之
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	難 波 豊 治
	山 上	妹 尾 重 寿	福 栄	山 本 昌 樹
	阿毘縁	岸 幸 利		
	大 宮	藤 原 恵 司		
欠席した委員	6 番	塩 見 真 由 美	石 見	丸 山 栄 人
議事録署名委員	2 番	天 崎 直 幸	3 番	木 山 篤 志
出席した職員	事務局長	高 橋 裕 次	主 事	田 淵 九 大

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第1号	公共工事の施工に伴う農地転用の報告について
報告第2号	利用権設定に係る軽微な変更について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第4号	農地パトロールの結果について
5. 議 事	
議案第1号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について
6. 協 議 事 項	
協議第1号	その他
7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	高橋事務局長	定刻より若干早いですが、本日ご参集を予定しておられます、委員の皆様お揃いになられましたので、只今より令和6年度第9回日南町農業委員会総会を開催いたします。開会にあたり、梅林会長よりご挨拶を頂戴いたします。よろしくお願いいたします。
挨拶	議 長	<p>皆さんこんにちは。先月28日、29日に全国農業会議所創立70周年記念式典と全国農業委員会会長代表者集会に出席してきました。会場は例年通り文京シビックホールで約2000人の参加で、鳥取県からは24名が参加いたしました。</p> <p>創立70周年記念式典の後、代表者集会に入り、第1号議案として、新たな食料・農業・農村基本計画と令和7年度農業関係予算に関する要望決議、内容としては食料の安定確保、地域計画実現交付金の創設、日本型直接支払制度の拡充、生産資材の高騰対策などです。</p> <p>第2号議案として、「地域の農地を活かし、持続可能農業・農村を作る全国運動」の推進に関する申し合わせ決議、内容は、日常的な農地の見守り、農業委員会内の情報共有、特に農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直しの検討が必要な委員会が存在することです。</p> <p>第3号議案として、「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議、内容は農業委員と推進委員は全国農業新聞の購読を委員数の5倍以上の購読部数達成に向け新規購読の確保に取り組んで行く決議でした。</p> <p>以上3案を満場一致で可決いたしました。</p> <p>その後、活動事例報告として山形県寒河江市農業委員会 木村三紀会長から「地域計画の策定と今後の取り組みについて」の活動報告があり、令和7年度ワーキンググループ会議を設置し、継続した検討を重ね、目指す将来像に向け計画策定・実行・評価・改善のサイクルを重ね、寒河江市の農業発展を目指したいとのことでした。以上ご報告申し上げまして令和6年度第9回日南町農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、2番、天崎農業委員、3番、木山農業委員を指名した。
出席者報告	高橋事務局長	報告事項に入ります前に、本日の出席者の報告をさせていただきます。本日、塩見農業委員、丸山推進委員におかれましては、所要によりご欠席です。よろしくお願いいたします。
報告第1号	議 長	続いて報告事項に移ります。報告第1号 公共工事の施工に伴う農地転用の報告について事務局お願いします。
	主 事	<p>報告第1号 公共工事の施工に伴う農地転用の報告について 資料1頁について説明。</p> <p>申請番号1、2 一時転用 △△川河川施設外修繕工事にかかる仮設道及び仮置場の設置</p> <p>申請番号3、4 一時転用 △△川外河川施設修繕工事にかかる仮設道及び仮置場の設置</p>

	議 長	報告第1号についてご質問、ご意見がございましたか。 (倉光農地利用最適化推進委員 拳手) 倉光農地利用最適化推進委員。
	倉光推進委員	申請番号1と2は一時転用の転用事由が同じ表現になっていますが、申請番号2の〇〇〇さんのところの河川の名前がわかりますか。
	主 事	申請番号2の〇〇〇さんの農地についての河川名は△△川となります。 申請番号4についても、工事名としては△△川ですが、〇〇〇さんの農地についての河川名は△△川となります。 工事名は一つの河川の名前となっておりますが、工事名の中に外という記載がありますが、この中に別の工事も含んでいるという意味合いになっていきます。以上です。
	議 長	よろしいですか。 (倉光農地利用最適化推進委員 意見なし) その他ありますか。 無いようですが、この工事期間が終わった時点で農業委員、推進委員の確認は。
	主 事	申請期間について、申請番号1、2については4月からの耕作に確実に間に合うように工事を進めているということです。施工業者、発注者、土地の所有者で現況復旧の確認は行うということです。 申請番号3、4については、工事の進捗によっては3月31日を過ぎるかもしれないということは聞いております。発注者である県と土地の所有者とは4月の耕作に間に合わないかもしれないということは合意済みということで、双方がサインされている契約書の写しをいただいています。 県から工事完了の報告があり、現況復旧を行ったという写真の添付もお願いしておりますので、それをもって確認をさせていただこうと思っています。以上です。
	議 長	報告第1号についてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので次に移ります。
報告第2号	議 長	報告第2号 利用権設定に係る軽微な変更について事務局お願いします。
	主 事	報告第2号 利用権設定に係る軽微な変更について 資料3頁について説明。
	議 長	報告第2号についてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので次に移ります。
報告第3号	議 長	報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。
	主 事	報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について 資料5頁、6頁について説明。3件の合意解約ですが、相対での契約だったものを一度解約し、機構を通じた契約に付け直すというものです。
	議 長	報告第3号についてご質問、ご意見がございましたか。 (高橋事務局長 拳手) 高橋事務局長。

	高橋事務局長	補足をしたいと思います。先ほど説明をしました、合意解約ですが、この土地は現在、△△地区で進めております、基盤整備事業によるものです。中間管理機構を通じた契約にという説明をさせていただきましたが、相対契約を合意解約し、次の議案で説明をさせていただきますが、10年間の契約を結びなおすものです。以上です。
	議長	報告第3号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
報告第4号	議長	報告第4号 農地パトロールの結果について事務局お願いします。
	主事	報告第4号 農地パトロールの結果について資料7頁について説明。 集計表は自治会ごとで作成しています。今年度の遊休農地の合計が5,235,087㎡、前年度の比較で2,564,506㎡の増となっております。増となっている原因としまして、今年度はすべての農地を確認していただきましたので、今までも遊休農地となっていたけれど、確認できていなかったというところが増えた原因となっています。今後、この結果をもって1月中に意向調査の送付を行い、校区ごとに非農地通知を行っていきたいと考えています。以上です。
	議長	報告第4号についてご質問、ご意見がございますか。 (9番 福田職務代理挙手) 9番 福田職務代理。
	福田職務代理	一つ確認させてください。これまで、農業委員、推進委員で各家を回って意向調査をしていたんですが、今の事務局の説明によると郵便で送付してその回答を受けて、非農地通知を出すという説明でした。そういうやり方で進めていくとっていいんでしょうか。
	主事	失礼します。さきほど送付するという説明をさせていただきましたが、やり方としては昨年度と同様で委員の皆さんに協力していただき、回っていただけたらと思っております。 日南町におられない方などは事務局で送付していきたいと思っております。
	議長	(9番 福田職務代理挙手) 9番 福田職務代理。
	福田職務代理	資料や情報をいただけるということですね。わかりました。
	議長	その他、ご質問、ご意見がございますか。無いようですので、次に移ります。
議案第1号	議長	続いて議事に移ります。議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。
	主事	議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について資料当日配布資料(議案第1号)について説明。

	<p>利用権等促進計画案の総括表、集計表について説明。</p> <p>合計面積が 263,446 m<sup>2</sup>。機構を通じた新規の契約が 49 件、このうち相対からの更新が 42 件、機構を通じた再設定が 7 件となりました。</p> <p>事前配布総会資料 9 頁について説明。新規契約 1 から 7 まで説明。</p> <p>申請番号 4 番から申請番号 7 番が△△地区の基盤整備対象地区。</p> <p>申請番号 8 番から 49 番までが相対契約から機構を通じた新規の契約となりますが、再設定の扱いですので説明は省略。</p> <p>申請番号 50 番から 56 番までが機構を通じた再設定の契約。以上です。</p>
議長	<p>議案第 1 号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(9 番 福田職務代理 挙手) 9 番 福田職務代理。</p>
福田職務代理	<p>申請番号 3 についてですが、△△の農地を株式会社□□□が耕作されるという契約ですが、期間が 1 年ということですが、何かしらの事情があるのかなという推測はしますが、株式会社□□□がまだ耕作地を求めているようであれば、△△地区にもお願いしたい土地がたくさんありますので、様子が分かれば教えていただけたらと思います。</p>
主事	<p>申請番号 3 についてですが、今回、〇〇〇さんが別の耕作者の方と契約更新のタイミングでした。その耕作者の方が、契約更新しないということで、〇〇〇さんの勤めておられる株式会社□□□にやってみてもらうという形で、まずは 1 年間の契約ということです。以上です。</p>
福田職務代理	<p>わかりました。</p>
議長	<p>その他、ありますか。</p> <p>(倉光農地利用最適化推進委員 挙手) 倉光農地利用最適化推進委員。</p>
倉光推進委員	<p>申請番号 10 について説明にはなかったですが、〇〇〇さんの土地を〇〇〇さんが 10 年という契約になっています。経営状況の資料を見ると〇〇〇さんは現在 77 歳です。果たして 10 年できるかという疑問がありますが、その辺りはどうでしょうか。</p>
高橋事務局長	<p>申請番号 10 について、〇〇〇さんの年齢が 77 歳ということがございます。今後 10 年管理していけるかどうかということですが、この度、移動農地銀行の際にも△△地区の農業委員からいろいろとお話もありました。</p> <p>現在〇〇〇さんには息子さんがいらっしゃって、主として息子さんが農業経営に取り組んでおられるということです。経営状況につきましてはお父様のお名前が挙がっておりますが、実態としまして、息子さんがしっかりと農地の管理をしておられるというお話を伺いました。当面は問題ないのかなという判断をしております。以上です。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p> <p>(倉光農地利用最適化推進委員 意見なし)</p> <p>議案第 1 号についてその他、ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 1 号について賛成の方の挙手を求めます。</p>

		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第1号は承認された。
協議第1号	議長	続いて協議事項に移ります。協議第1号 その他事務局お願いします。
	高橋事務局長	<p>協議第1号 その他です。総会資料の表紙には題名をつけておりませんが、現在取り組んで進めております、地域計画の進捗等についてご報告させていただきますと思います。</p> <p>昨日も農林課から地域計画の策定ということで各農事実行組合の代表の方、また集落協定の代表の方へのご案内があり、説明会、相談会を行うということでご案内がされているという状態でございます。</p> <p>その内容につきまして、農林課は次期中山間集落協定の取組、多面的機能の取組の対策にむけて、地図の策定、または農地の取りまとめ等現在進めている状態でございます。農業委員会の取組としましては、目標地図の素案の作成ということがございます。目標地図の策定につきましては、農林課が進めております、中山間、多面的等の次期対策の面積を積み上げるというところが最も正しい数字かと思っております。</p> <p>農業委員会が考えております、目標地図の素案は、本日配布しました、A3の衛星地図をご覧いただければと思います。こちらはサンプルとして△△地区△△地区の地図をサンプルとしてお配りしている内容です。</p> <p>地図を見ていただきますと、青色で網掛け色塗りしてある部分と、赤色で範囲をくくっているものですが、これは農業委員会サポートシステムで登録している農地の範囲です。青色については農用地区域、赤色枠で囲ってあるところは農用地区域外となります。これを基にして農業委員会の目標地図の素案という形で年内には素案を作成したということで、町長部局に報告をしたいと思っております。</p> <p>農用地区域がなぜ目標地図のベースとなるかということにつきましては、中山間直接支払制度、多面的機能支払制度の交付要件の中に農用地区域が指定されております。農用地区域は補助要件等が該当になっていきますので、農林課が今後定めていく目標地図のエリアの枠内になっているということです。</p> <p>目標地図等についてはこれから地域の皆さんの話し合いの中で少しずつ精度を高めていき、各農事実行組合の方からもお問い合わせ等もありましたが、まずはこの地図をベースに目標地図の素案として提出したいと思っております。この地図をもとに農林課で精査して、3月には地域計画が策定されていくという流れで進めていきたいと思っております。</p> <p>この地図は地域計画ができたからといってこれで終わりではございません。この計画をもとに毎年内容を変更、ブラッシュアップしていくという作業が入ってまいります。そのあたりについては今後も農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんもこの作業に取り組んでいただく必要がございます。そのあたりの取り組みについてはこれまでは受けの方で待っていましたが、これからは出向いていくという形で話し合い活動に積極的に参加していく取り組みをしていきたいと考えております。</p>

		<p>現状としては、今回お配りした地図は△△地区のサンプルですが、各地域のものは改めてお配りしますので、一度内容をご確認いただき、何かご意見等がございましたら、事務局までお願いいたします。以上です。</p>
	議 長	<p>協議事項 1号 その他について事務局より説明がありました。ご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(倉光農地利用最適化推進委員 挙手) 倉光農地利用最適化推進委員。</p>
	倉光推進委員	<p>確認ですが、最終的に3月にできればいいという説明をされましたが、昨日の農林課の説明では目標地図は1月中に作ってくれという話でした。若干そのあたり、急がなきゃいけない部分があると思います。</p>
	高橋事務局長	<p>倉光推進委員からのご質問で、農林課から1月末までに地図の策定という説明があったということですが、農林課で1月末の期限を設けているというのは、地域計画の縦覧公告が必要になることから、3月末から逆算すると地図の策定は1月下旬には目処をつけておかなければならない。そのあと、その内容を精査して、縦覧公告までの期間を要するというので1月末という目安を設けているようです。</p> <p>農林課はそういったスケジュールで進めておりますが、目標地図の素案ということに関しましては農業委員会として年内中に素案を作成したという形で町長部局に提出したいと考えております。農業委員会と農林課の事務作業が異なるということをご理解をいただきたいと思います。</p>
	議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>(倉光農地利用最適化推進委員 意見なし)</p> <p>その他、ご質問、ご意見がございますか。無いようですが、その他、皆さんから協議しておきたいことがありますでしょうか。</p> <p>無いようですので、次に移ります。</p>
そ の 他	議 長	<p>その他事務局お願いします。</p>
	高橋事務局長	<p>初めに今月 18 日水曜日に米子コンベンションセンターにて農業委員会特別研修会が開催されます。お手元に行程表を配布させていただいております。事前に出欠の確認をさせていただきましたが、変更等がありましたら、事務局までお知らせください。</p> <p>続いて、次回総会の予定ですが、本来 10 日に設定すべきではありますが、年末年始の休業もあり、令和 7 年 1 月 1 4 日 (火曜日) 午後 1 時 3 0 分から開会予定です。会場は議場を予定しております。ご予約をよろしく願いたします。以上です。</p>
	主 事	<p>失礼します。今月 25 日に農地部会を開催したいと思っております。案件は△△地区となります。担当地区委員と、農地部会の委員の皆さんはお集まりいただけたらと思っております。時間と会場については改めてご連絡させていただきます。よろしく願いたします。</p>
閉 会	議 長	<p>皆さんからその他ありませんでしょうか。無いようですので、以上をもちまして令和 6 年度第 9 回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p>

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和6年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員